

- 1 特別保護地区の概要
- (1)特別保護地区の名称 屋嘉比島特別保護地区
- (2)特別保護地区の区域 屋嘉比島の全域
- (3) 特別保護地区の存続期間 平成26年11月1日から平成46年10月31日まで(20年間)
- (4)特別保護地区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区
- (5) 特別保護地区の指定目的

屋嘉比島鳥獣保護区は、慶良間諸島の北西部に位置する屋嘉比島の全域で、島のほとんどがリュウキュウマツと常緑広葉樹からなる森林及び野草地に覆われており、周縁部は裸地となっている。同島は無人島である他、ノネコやニホンイタチ等、捕食性外来種の侵入も確認されていない。このような自然環境を反映して、国指定天然記念物であるケラマジカやカラスバトなどを始めとする希少な鳥獣類が確認されている。

屋嘉比島は人の上陸がほとんどなく原生的な自然が残されていることから、希少鳥獣の繁殖、採餌等のために特に重要な地域となっている。このため、同島全域が特に保護を図る必要がる区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

- 2 特別保護地区の保護に関する指針
- (1) 保護管理方針
 - 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、 関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 129 ha

内訳

ア 形態別内訳

 林 野
 — ha

 農耕地
 — ha

水 面 — ha

その他 129 ha

イ 所有者別内訳

国有地 一ha

国有林以外の国有地(所管省庁別に記載)

私有地等 — ha 公有水面 — ha

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然環境保全法による地域 一ha

自然公園法による地域 129 ha

特別保護地区

52 ha

(慶良間諸島国立公園)

特別地域

77 ha

普通地域

— ha

文化財保護法による地域 129 ha

(国指定天然記念物)

※ケラマジカおよびその生息地

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域の位置する屋嘉比島は、慶良間列島を構成する島の一つで、座間味島の 南西約3 km に位置する無人島で、島の大きさは南北約1.8 km、東西約1 km、周 囲約5 km、面積約1.3 km²である。

イ 地形、地質等

当該区域の地形は、ほとんどが丘陵地となっており、海岸の北東部、南部に急峻な海食崖、北部、北西部、南東部に砂浜が位置している。周囲はサンゴ礁原、礁池、礁斜面地形に囲まれている。

表層地質は、当該区域の大部分が慶良間層砂岩優勢層となっており、南東部の一部に沖積層が存在する。なお、土壌は、海岸のほとんどが岩屑性土壌の岩石地となっており、西部、東部の一部に砂質未熟土壌がある。島の中央部から南東部にかけては乾性黄色土壌、その周辺は表層グライ系赤黄色土壌となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、砂浜(自然裸地)の後背にクロイワザサーハマゴウ群集、岩礁に海岸断崖地植生、その他の海岸にアダン群団が分布しており、島の中央付近にアカテツーハマビワ群集二次林及びリュウキュウマツ群落、その周辺にナガバカニクサーススキ群団が分布している。

エ 動物相の概要

当該区域でこれまで生息が確認されている鳥類は、チュウサギ、ミサゴ、サシバ、ハヤブサを始めとする 22 科 42 種である。この中には国指定天然記念物に指定されているカラスバトが含まれる。

哺乳類はワタセジネズミを始めとする4科5種が確認されている。この中には国 指定天然記念物に指定されているケラマジカが含まれる。

平成 24 年度の現地調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり、鳥類 12 科 21 種であり、哺乳類は 4 科 5 種で、準絶滅危惧種であるワタセジネズミについては本調査で初めて確認された。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

	目	科	種名	種の指定等
	ハト目	ハト科	カラスバト	国天、NT
			キジバト	
	ペリカン目	サギ科	アオサギ	
			ダイサギ	
			チュウサギ	NT
			クロサギ	
	チドリ目	シギ科	アオアシシギ	
	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	NT
		タカ科	ツミ	
			サシバ	VU
_	ハヤブサ目	ハヤブサ科	<u>ハヤブサ</u>	VU
	スズメ目	カラス科	ハシブトガラス	
		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	
		ウグイス科	ウグイス	
		メジロ科	メジロ	
		ヒタキ科	マミチャジナイ	
			シロハラ	
			ルリビタキ	
			ジョウビタキ	
			イソヒヨドリ	
		アトリ科	コイカル	
合計	6 目	12 科	21 種	
台計	6 目	12 枓	21 種	

イ 哺乳類

	目	科	種名	種の指定等
•	モグラ目	トガリネズミ科	ワタセジネズミ	NT
	ネズミ目	ネズミ科	ドブネズミ	
			クマネズミ	
	コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリの一種	
			(種の同定に至らなかった)	
•	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	
			(亜種ケラマジカ)	国天
合計	4 目	4科	5種	
	-			

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、 環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天:国指定天然記念物 特天:国指定特別天然記念物

レッドリスト (平成24年環境省) (ア鳥類)

レッドリスト (平成24年環境省) (イ哺乳類)

CR: 絶滅危惧 I A 類、EN: 絶滅危惧 I B 類、VU: 絶滅危惧 Ⅱ類

NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内

希少種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際

希少種

特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による

特定外来生物

3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして 環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより 損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。
- 6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

①特別保護地区用制札 2 本

沖縄県指定屋嘉比島鳥獣保護区位置図



沖縄県指定屋嘉比島鳥獣保護区区域図



沖縄県指定屋嘉比島鳥獣保護区区域説明図

